

議案第 4 号

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

次のとおり消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月14日

三朝町長 吉田 秀光

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

（三朝町法定外公共物管理条例の一部改正）

第1条 三朝町法定外公共物管理条例（平成15年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第7条関係） 1 占用料 略	別表（第7条関係） 1 占用料 略

<p>2 生産物採取料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1～7 略</p> <p>8 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる土地の占用以外の占用に係る1件の占用料の額は、この表（備考7を除く。）の規定により計算して得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（<u>当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その額が100円未満である場合</u>にあつては、100円）とするものとする。</p>	<p>2 生産物採取料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1～7 略</p> <p>8 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる土地の占用以外の占用に係る1件の占用料の額は、この表（備考7を除く。）の規定により計算して得た額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（その額が100円未満である場合にあつては、100円）とするものとする。</p>
--	---

（三朝町道路占用料徴収条例の一部改正）

第2条 三朝町道路占用料徴収条例（平成17年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1～7 略</p> <p>8 <u>1</u>件の占用料の額が100円未満である場合における当該占用料の額は、100円とする。</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1～7 略</p> <p>8 <u>一</u>件の占用料の額が100円未満である場合における当該占用料の額は、100円とする。</p>

<p>9 消費税法（昭和63年法律第108号） 第6条第1項の規定により非課税とされる占有以外の占有に係る1件の占有料の額は、この表（備考7を除く。）の規定により計算して得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（<u>当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その額が100円未満である場合</u>にあっては、100円）とするものとする。</p>	<p>9 消費税法（昭和63年法律第108号） 第6条第1項の規定により非課税とされる占有以外の占有に係る1件の占有料の額は、この表（備考7を除く。）の規定により計算して得た額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（その額が100円未満である場合）にあっては、100円）とするものとする。</p>
--	--

（三朝町水道事業給水条例の一部改正）

第3条 三朝町水道事業給水条例（平成10年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（工事費の算出方法） 第8条 管理者が施行する給水装置工事の工事費用は、次の合計額に<u>100分の108</u>を乗じた額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（工事費の算出方法） 第8条 管理者が施行する給水装置工事の工事費用は、次の合計額に<u>100分の105</u>を乗じた額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>2及び3 略</p>

(代表者の選定)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、代表者を選定し管理者に届け出なければならない。

(1)～(3) 略

2 略

(水道の使用、中止、変更等の届出)

第19条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1)及び(2) 略

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(料金)

第24条 料金は、第17条第1項ただし書の規定を除くほか、すべて口径別料金とし、別表第2に定める基本料金と超過料金との合計額に100分の108を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(使用水量の認定)

第26条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1)及び(2) 略

2 略

(代表者の選定)

第16条 次の各号の1に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、代表者を選定し管理者に届け出なければならない。

(1)～(3) 略

2 略

(水道の使用、中止、変更等の届出)

第19条 水道使用者等は、次の各号の1に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1)及び(2) 略

2 水道使用者等は、次の各号の1に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(料金)

第24条 料金は、第17条第1項ただし書の規定を除くほか、すべて口径別料金とし、別表第2に定める基本料金と超過料金との合計額に100分の105を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 料金は、毎月徴収する。

(使用水量の認定)

第26条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、使用水量を認定する。

(1)及び(2) 略

2 略

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納入通知書、集金又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、水道の利用者が希望するときは、2か月以上まとめて基本料金のみ徴収することができる。

(給水の停止)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道利用者等に対し、その理由を継続する間、給水を停止することができる。

(1)～(3) 略

(給水装置の切離し)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1)及び(2) 略

(過料)

第35条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し5万円以下の過料を科することができる。

(1)～(4) 略

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納入通知書により毎月徴収する。ただし、水道の利用者が希望するときは、2か月以上まとめて基本料金のみ徴収することができる。

(給水の停止)

第33条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、水道利用者等に対し、その理由を継続する間、給水を停止することができる。

(1)～(3) 略

(給水装置の切離し)

第34条 管理者は、次の各号の1に該当する場合で、水道管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1)及び(2) 略

(過料)

第35条 町長は、次の各号の1に該当する者に対し5万円以下の過料を科することができる。

(1)～(4) 略

(三朝町簡易水道等給水条例の一部改正)

第4条 三朝町簡易水道等給水条例(平成9年三朝町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。以下この条において「改

正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(工事費の算出方法)</p> <p>第8条 町長が施行する給水装置の新設等の工事費は、次の合計額に<u>100分の108</u>を乗じた額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(工事費の算出方法)</p> <p>第8条 町長が施行する給水装置の新設等の工事費は、次の合計額に<u>100分の105</u>を乗じた額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(代表者の選定)</p> <p>第17条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため代表者を選定し、町長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(代表者の選定)</p> <p>第17条 次の各号の<u>1に</u>該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため代表者を選定し、町長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(水道の使用中止、変更等の届出)</p> <p>第20条 水道使用者等は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 水道使用者等は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(水道の使用中止、変更等の届出)</p> <p>第20条 水道使用者等は、次の各号の<u>1に</u>該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 水道使用者等は、次の各号の<u>1に</u>該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(料金)

第25条 料金は、第18条第1項ただし書の規定を除くほか、すべて口径別料金とし、別表第3に定める基本料金と超過料金との合計額に100分の108を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(使用水量の認定)

第27条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1)及び(2) 略

2 略

(料金の徴収方法)

第29条 料金は、納入通知書、集金又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、水道の利用者が希望するときは、2か月以上まとめて基本料金のみ徴収することができる。

(給水の停止)

第34条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道利用者等に対し、その理由を継続する間、給水を停止することができる。

(1)～(3) 略

(給水装置の切離し)

第35条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道管理上必要があると

(料金)

第25条 料金は、第18条第1項ただし書の規定を除くほか、すべて口径別料金とし、別表第3に定める基本料金と超過料金との合計額に100分の105を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 料金は、毎月徴収する。

(使用水量の認定)

第27条 町長は、次の各号の1に該当するときは、使用水量を認定する。

(1)及び(2) 略

2 略

(料金の徴収方法)

第29条 料金は、納入通知書により毎月徴収する。ただし、水道の利用者が希望するときは、2か月以上まとめて基本料金のみ徴収することができる。

(給水の停止)

第34条 町長は、次の各号の1に該当するときは、水道利用者等に対し、その理由を継続する間、給水を停止することができる。

(1)～(3) 略

(給水装置の切離し)

第35条 町長は、次の各号の1に該当する場合で、水道管理上必要があると認めた

<p>認めるときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(過料)</p> <p>第36条 町長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対し5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>ときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(過料)</p> <p>第36条 町長は、次の各号の<u>1</u>に該当する者に対し5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
--	--

(三朝町温泉配湯条例の一部改正)

第5条 三朝町温泉配湯条例(平成23年三朝町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料金)</p> <p>第12条 利用者は、配湯に係る使用料金として別表に定める基本料金と超過料金との合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た金額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を納めなければならない。</p>	<p>(使用料金)</p> <p>第12条 利用者は、配湯に係る使用料金として別表に定める基本料金と超過料金との合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た金額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を納めなければならない。</p>

<p>2 略</p> <p>(使用料金の納付及び還付)</p> <p>第15条 使用料金は、<u>納入通知書、集金又は口座振替の方法</u>により当月分を翌月10日までに納付しなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第23条 指定工事業者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める手数料を町長に納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>指定工事業者</u>の指定を受けたとき 5,000円</p> <p>(2) 略</p>	<p>2 略</p> <p>(使用料金の納付及び還付)</p> <p>第15条 使用料金は、<u>町が発行する納入通知書</u>により当月分を翌月10日までに納付しなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第23条 指定工事業者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める手数料を町長に納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>第1種指定工事業者</u>の指定を受けたとき 5,000円</p> <p>(2) <u>第2種指定工事業者</u>の指定を受けたとき <u>3,000円</u></p> <p>(3) 略</p>
--	--

(三朝町公共下水道条例の一部改正)

第6条 三朝町公共下水道条例(昭和61年三朝町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料の額)</p> <p>第22条の2 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、別表第1に定める基本料金と超過料金との合計額<u>に100分の108を</u></p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第22条の2 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、別表第1に定める基本料金と超過料金との合計額<u>に100分の105を</u></p>

<p>乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(特別な場合における使用料の算定)</p> <p>第22条の5 月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止をしたときの<u>使用料</u>は、使用期間が1月未満のときは、1月とみなし計算する。</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第22条の6 使用料は、<u>納入通知書、集金又は口座振替の方法</u>により毎月徴収する。ただし、町長が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(特別な場合における使用料の算定)</p> <p>第22条の5 月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止をしたときの<u>使用量</u>は、使用期間が1月未満のときは、1月とみなし計算する。</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第22条の6 使用料は、<u>町長が発行する納入通知書</u>により毎月徴収する。ただし、町長が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2及び3 略</p>
--	---

(三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成6年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、別表第2に定める基本料金と超過料金との合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額</p>	<p>(使用料)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、別表第2に定める基本料金と超過料金との合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額</p>

を切り捨てるものとする。 3 略	を切り捨てるものとする。 3 略
---------------------	---------------------

(三朝町営国民宿舎ブランナールみささ使用料及び手数料徴収条例の一部改正)
 第8条 三朝町営国民宿舎ブランナールみささ使用料及び手数料徴収条例（昭和38年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第2条 ブランナールの使用料は、次の各号に掲げる金額の範囲内で、別に国民宿舎事業管理規程で定める金額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第2条の2 手数料は、飲食物を各室に配膳した場合に配膳した飲食物の料金に100分の10を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第2条 ブランナールの使用料は、次の各号に掲げる金額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第2条の2 手数料は、飲食物を各室に配膳した場合に配膳した飲食物の料金に100分の10を乗じて得た額とする。</p>

附 則
 (施行期日)
 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）に施行する。ただし、第

2条の規定（三朝町道路占用料徴収条例の改正規定中「100分の105」を「100分の108」に改正する規定及び「を乗じて得た額（」の次に「当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、」を加える規定を除く。）、3条の規定（三朝町水道事業給水条例第8条第1項及び第24条第1項の改正規定を除く。）、第4条の規定（三朝町簡易水道等給水条例第8条第1項及び第25条第1項の改正規定を除く。）、第5条の規定（三朝町温泉配湯条例第12条第1項の規定を除く。）及び第6条の規定（三朝町公共下水道条例第22条の2の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の三朝町法定外公共物管理条例及び第2条の規定による改正後の三朝町道路占用料徴収条例の規定は、施行日以後に行う占用の許可に係る占用料について適用し、同日前に行う占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の三朝町水道事業給水条例第8条第1項の規定及び第4条の規定による改正後の三朝町簡易水道等給水条例第8条第1項の規定は、平成25年10月1日（以下「指定日」という。）以後に着手する工事（施行日前に完成する工事を除く。）について適用し、指定日前に着手した工事については、なお従前の例による。
- 4 施行日前から継続して供給している水道若しくは簡易水道の使用又は温泉配湯の使用及び継続して汚水を排除している公共下水道の使用又は集落排水処理施設の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、第3条の規定による改正後の三朝町水道事業給水条例第24条第1項若しくは第4条の規定による改正後の三朝町簡易水道等給水条例第25条第1項の規定又は第5条の規定による改正後の三朝町温泉配湯条例第12条第1項の規定及び第6条の規定による改正後の三朝町公共下水道条例第22条の2の規定又は第7条の規定による改正後の三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第11条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。